

指名停止措置の概要

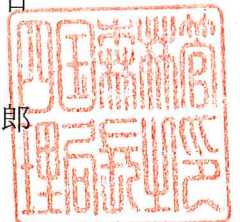
1. 指名停止の措置を受けた者及び住所
有限会社 手箱建設
高知県吾川郡いの町戸中 8 1 - 5
2. 指名停止の期間
平成 2 8 年 1 月 8 日 ～ 平成 2 8 年 2 月 7 日 (1カ月間)
3. 措置対象区域
四国森林管理局管内 (徳島県、香川県、愛媛県、高知県)
4. 指名停止の理由
高知県の町発注の「平成26年度町道寺川線道路改良工事」において労働安全衛生法違反で高知簡易裁判所から平成27年11月25日付けで罰金の略式命令を受けた。
このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」(昭和59年6月11日付け林野経第156号林野庁長官通知) 別表第2の16 (不正又は不誠実な行為) の措置要件に該当するため。

「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」別表第2の16

措置要件	期間及び措置対象区域
(不正又は不誠実な行為) 16 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から1カ月以上9カ月以内

平成 2 8 年 1 月 8 日

四国森林管理局長 大山 誠一郎



お問い合わせ先・閲覧場所

四国森林管理局 総務企画部 経理課 (2階) TEL 088-821-2060